

第 151 号 (令和 5 年 11 月 24 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【建築局市営住宅課】 3
- △ 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 4
- △ 横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】 5

**[告示]**

- △ 横浜市人事行政の運営等の状況の公表【総務局人事課】 6
- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 7
- △ 指定納付受託者の指定【財政局徴収対策課】 9
- △ 緑区鴨居五丁目及び六丁目における街区の変更【市民局窓口サービス課】 10
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 12
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 13
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 14

**[公告]**

- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 15
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 16
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 17
- △ マンション建替組合設立の認可に係る事業計画の縦覧【建築局住宅再生課】 18
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 19
- △ 同 【建築局調整区域課】 20
- △ 同 【建築局調整区域課】 21
- △ 同 【建築局調整区域課】 22
- △ 同 【建築局調整区域課】 23
- △ 同 【建築局調整区域課】 24
- △ 同 【建築局調整区域課】 25
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 26
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 27
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 28
- △ 同 【建築局建築指導課】 29
- △ 同 【建築局建築指導課】 30
- △ 同 【建築局建築指導課】 31
- △ 同 【建築局建築指導課】 32

**[達]**

- △ 給料の支給日に関する規程の一部改正【総務局労務課】 33

**[区告示]**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】 34
- △ 同 【泉区地域振興課】 35

**[交通局]**

△ 横浜市乗合自動車Visaタッチ取扱規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	36
---	----

**[区選挙管理委員会]**

△ 委員の補欠【港南区】	37
--------------	----

△ 委員長等の氏名【港南区】	38
----------------	----

△ 同 【保土ヶ谷区】	39
-------------	----

△ 委員の補欠【保土ヶ谷区】	40
----------------	----

△ 委員長等の氏名【旭区】	41
---------------	----

△ 同 【瀬谷区】	42
-----------	----

**[その他]**

△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	43
-----------------------------	----

---

規 則

---

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定  
め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 78 号

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 の 施 行  
期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 改 良 住 宅 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 5 年 6 月 横 浜 市  
条 例 第 21 号 ) 中 別 表 さ か え 住 宅 の 項 を 削 る 改 正 規 定 は 、 令 和 5 年 12  
月 1 日 から 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 から 施 行 す る 。

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 79 号

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 民 生 委 員 の 定 数 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 ( 平 成 27 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 18 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

本 則 中 「 4,208 人 」 を 「 4,213 人 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 5 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 80 号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市改良住宅条例施行規則（昭和 37 年 5 月横浜市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 さかえ住宅の項を削る。

別表第 1 の 2 さかえ住宅の項を削る。

別表第 3 さかえ住宅駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

---

告示

---

横浜市告示第 600 号

横浜市人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 2 号）第 6 条の規定に基づき、横浜市人事行政の運営状況及び人事委員会の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市告示第 601 号






公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市 区長印 (税専用 (81-01))	令和 5 年 12 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市 区長印 (税専用 (81-02))	令和 5 年 12 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市 区長印 (税専用 (81-03))	令和 5 年 12 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市 公田保育園長印	令和 5 年 12 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)
横浜市 金沢消防署長印	令和 5 年 12 月 1 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市 区長印 ( 税専用 ( 81 - 01 ) )	令和 5 年 12 月 1 日	 ( 方 21 ミリメートル )
横浜市 区長印 ( 税専用 ( 81 - 02 ) )	令和 5 年 12 月 1 日	 ( 方 21 ミリメートル )
横浜市 区長印 ( 税専用 ( 81 - 03 ) )	令和 5 年 12 月 1 日	 ( 方 21 ミリメートル )
横浜市 公田 保育園 長印	令和 5 年 12 月 1 日	 ( 方 21 ミリメートル )
横浜市 金沢 消防署 長印	令和 5 年 12 月 1 日	 ( 方 21 ミリメートル )



横 浜 市 告 示 第 602 号

指 定 納 付 受 託 者 の 指 定

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 231 条 の 2 の 3 の 規 定 に よ  
り、次 の と お り 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 納 付 受 託 者 の 名 称  
楽 天 ペ イ メ ン ト 株 式 会 社
- 2 指 定 納 付 受 託 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地  
東 京 都 港 区 港 南 2 丁 目 16 番 5 号
- 3 指 定 納 付 受 託 者 を 指 定 し た 日  
令 和 5 年 11 月 1 日
- 4 指 定 納 付 受 託 者 に 納 付 さ せ る 歳 入  
ス マ ー ト フ ォ ン 決 済 に よ る 市 税
- 5 指 定 納 付 受 託 者 と し て 指 定 す る 期 間  
令 和 5 年 11 月 1 日 か ら 令 和 8 年 5 月 31 日 ま で

横浜市告示第 603 号

緑区鴨居五丁目及び六丁目における街区の変更

横浜市住居表示に関する条例（昭和 39 年 9 月横浜市条例第 95 号）  
第 2 条の規定に基づき、緑区鴨居五丁目及び六丁目の街区を次のとおり変更する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 変更する街区

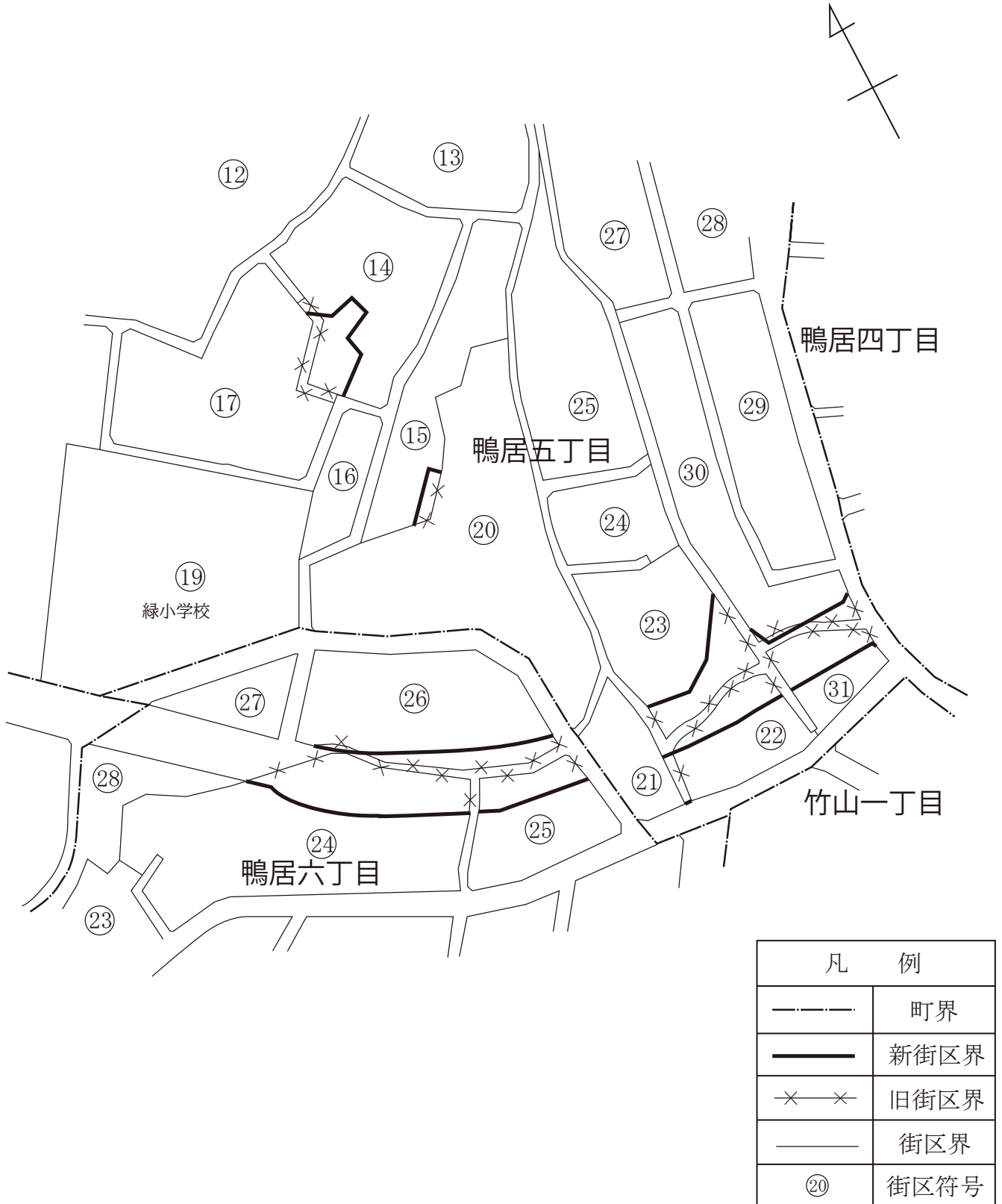
緑区鴨居五丁目 14 番、15 番、17 番、20 番、22 番、23 番、30 番及び 31 番街区並びに鴨居六丁目 24 番、25 番及び 26 番街区（別図のとおり）

2 実施期日

令和 5 年 11 月 24 日

別図

緑区鴨居五丁目及び六丁目における街区の変更図



横浜市告示第 604 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の様式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	保土ヶ谷区天王町の一部 港北区新吉田町及び新吉田東四丁目の各一部	令和 5 年 11 月 24 日
分流式	神奈川区菅田町の一部 港南区港南一丁目の一部 旭区善部町、西川島町及び東希望が丘の各一部 港北区鳥山町の一部 青葉区元石川町の一部 戸塚区汲沢六丁目、東俣野町及び矢部町の各一部 泉区和泉が丘一丁目の一部	

横浜市告示第 605 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町 1 丁目 1 番地	保土ヶ谷区天王町の一部 旭区西川島町の一部	令和 5 年 11 月 24 日
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区港南一丁目の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	神奈川区菅田町の一部 港北区新吉田町、新吉田東四丁目及び鳥山町の各一部 青葉区元石川町の一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区善部町及び東希望が丘の各一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	戸塚区汲沢六丁目及び東俣野町の各一部 泉区和泉が丘一丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区长沼町 82 番地	戸塚区矢部町の一部	

横 浜 市 告 示 第 606 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

保 土 ヶ 谷 区 花 見 台 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を  
、 合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ぬ  
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供  
す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

---

公 告

---

横 浜 市 公 告 第 686 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ) 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
瀬 谷 区 目 黒 町 16 番 の 1 、 16 番 の 6 、 16 番 の 9 及 び 16 番 の 10 の 各  
一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 687 号

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 ( 昭 和 55 年 法 律 第 65 号 ) 第 18 条 第 1 項 の  
規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集  
積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

2 縦 覧 期 間

令 和 5 年 11 月 24 日 から 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利  
用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 から 午 後 5 時 ま で



横 浜 市 公 告 第 688 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 8 月 23 日	00849	株 式 会 社 高 栄 設 備 工 業	(新) 大 上 雄 一	瀬 谷 区 瀬 谷 五 丁 目 20 番 地 の 6
			(旧) 高 正 巳	
令 和 5 年 10 月 2 日	11505	株 式 会 社 太 清 ブ ラ ウ ニ ー	郭 山 信 一	(新) 栄 区 若 竹 町 33 番 26 号
				(旧) 栄 区 元 大 橋 二 丁 目 19 番 9 号
令 和 5 年 10 月 23 日	00862	有 限 会 社 渡 辺 工 業	渡 邊 昌 宏	(新) 川 崎 市 高 津 区 上 作 延 4 丁 目 28 番 19 号
				(旧) 川 崎 市 高 津 区 上 作 延 906 番 地 の 20

横 浜 市 公 告 第 689 号

マンション建替組合設立の認可に係る事業計画の縦覧  
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78  
号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンショ  
ン建替組合設立の認可申請があったので、同法第 11 条第 1 項の規定  
に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利  
を有する者は、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき、縦覧期間満了の  
日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、横浜市長に意見  
書を提出することができる。

令和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦覧期間  
令和 5 年 11 月 24 日から令和 5 年 12 月 7 日まで（休庁日を除く。  
）
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局住宅部住宅再生課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで

横 浜 市 公 告 第 690 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 7 月 28 日 第 2022 開 102 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9  
株 式 会 社 建 新  
代 表 取 締 役 大 口 隆 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 馬 場 三 丁 目 435 番 の 1 、 435 番 の 3 から 435 番 の 14 ま で  
、 438 番 の 5 、 438 番 の 7 の 一 部 及 び 444 番 の 34 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 691 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 8 月 31 日 第 2022 開 1110 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 楠 町 10 番 地 の 1  
株 式 会 社 ベ ン ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 荻 間 勉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,346 番 の 22 か ら 2,346 番 の 31 ま で 、 2,  
346 番 の 32 の 一 部 、 2,346 番 の 33 、 2,364 番 の 8 の 一 部 、 2,364  
番 の 19 の 一 部 、 2,364 番 の 24 、 2,366 番 の 2 、 2,366 番 の 3 、 2,  
367 番 の 3 の 一 部 、 2,367 番 の 4 の 一 部 、 2,368 番 の 1 の 一 部 及  
び 2,368 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 692 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 11 月 1 日 第 2022 開 806 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 桜 木 町 3 丁 目 8 番 地  
ト ラ ス ト ラ イ フ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 吉 川 勝 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
旭 区 南 本 宿 町 89 番 の 1 、 89 番 の 34 の 一 部 、 89 番 の 135 の 一 部 、  
89 番 の 136 の 一 部 、 89 番 の 137 か ら 89 番 の 139 ま で 、 90 番 の 25 及  
び 90 番 の 26

横 浜 市 公 告 第 693 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 11 月 22 日 第 2022 開 902 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29  
株 式 会 社 横 浜 建 物  
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 森 六 丁 目 1,157 番 の 3 、 1,157 番 の 17 か ら 1,157 番 の 19  
ま で 、 1,160 番 の 7 及 び 1,160 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 694 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 2 月 28 日 第 2022 開 1608 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目 1 番 12 号  
株 式 会 社 天 野 不 動 産  
代 表 取 締 役 天 野 則 行
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 岡 津 町 974 番 の 1 、 974 番 の 4 か ら 974 番 の 16 ま で 、 1,01  
1 番 の 1 、 1,011 番 の 3 及 び 1,012 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 695 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 4 月 7 日 第 2022 開 604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 26 番 2 号  
野 村 不 動 産 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 松 尾 大 作
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 笹 下 四 丁 目 3,408 番 の 4 の 一 部 、 3,408 番 の 34 及 び 3,408 番 の 49 から 3,408 番 の 67 まで



横 浜 市 公 告 第 696 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 5 年 6 月 23 日 第 2023 開 201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 26 番 10 号  
株 式 会 社 ワ カ バ ヤ シ  
代 表 取 締 役 田 嶋 健 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 166 番 の 2 か ら 166 番 の 11 ま で 及 び 173  
番 の 6

横 浜 市 公 告 第 697 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号  
第 2023 ・ 11 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 5 年 11 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
18.00 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 綱 島 西 五 丁 目 437 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名  
小 泉 駒 子

横 浜 市 公 告 第 698 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 11 月 10 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

30.07 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 日 吉 本 町 三 丁 目 1,600 番 の 5 地 先 か ら 1,602 番 の 1 地 先  
ま で

横 浜 市 公 告 第 699 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 45 ・ 3 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 11 月 9 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
100.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
金 沢 区 片 吹 96 番 の 51 地 先 か ら 96 番 の 63 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 700 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 10 月 24 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

8.31 m

4 廃 止 の 場 所

鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 361 番 の 78 及 び 361 番 の 80 の 各 一 部

港 北 区 菊 名 五 丁 目 173 番 の 11

横 浜 市 公 告 第 701 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 9 月 27 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

54.61 m

4 廃 止 の 場 所

神 奈 川 区 菅 田 町 2,839 番 の 1 地 先 から 2,846 番 の 1 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 702 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 5 年 11 月 10 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
8.06 m
- 4 廃 止 の 場 所  
旭 区 本 村 町 89 番 の 34

横 浜 市 公 告 第 703 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 11 月 14 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

13.31 m

4 廃 止 の 場 所

港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,366 番 の 1 の 一 部 、 2,366 番 の 2 の 一  
部 、 2,364 番 の 8 の 一 部 、 2,364 番 の 24 及 び 2,368 番 の 2 の 一 部



---

達

---

達 第 32 号

庁 中 一 般

給 料 の 支 給 日 に 関 す る 規 程 ( 昭 和 27 年 12 月 達 第 46 号 ) の 一 部 を 次  
の よ う に 改 正 す る 。

令 和 5 年 11 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 2 条 第 1 項 中 「 ( 第 3 条 第 1 項 に 定 め る 職 員 を 除 く 。 ) 」 を 削  
り 、 「 5 日 」 を 「 21 日 」 に 改 め 、 同 条 第 3 項 中 「 2 日 、 3 日 又 は 4  
日 」 を 「 18 日 、 19 日 又 は 20 日 」 に 改 め る 。

第 3 条 を 削 り 、 第 2 条 の 2 を 第 3 条 と し 、 第 2 条 の 3 を 第 4 条 と す  
る 。

附 則

( 施 行 期 日 )

こ の 達 は 、 令 和 5 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

---

区 告 示

---

南区告示第 18 号（令和 5 年 11 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、大岡第三親睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 11 月 13 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 克 巳 南区大岡一丁目 27 番 25 号	橋 本 威 郎 南区大岡一丁目 27 番 23 号

泉区告示第 13 号（令和 5 年 11 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、赤坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 11 月 14 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松 島 康 夫 泉区和泉町 1,015 番地 の 48	堀 越 博 之 泉区和泉町 1,015 番地 の 53

---

交通局

---

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 16 号

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程の一部を改正する規程

横浜市乗合自動車 Visa タッチ取扱規程（令和 3 年 9 月交通局規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市乗合自動車国際ブランドカードのタッチ決済取扱規程

本則中「Visa のタッチ決済」を「国際ブランドカードのタッチ決済」に、「Visa タッチ」を「タッチ決済」に、「Visa カード」を「クレジットカード」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

---

区選挙管理委員会

---

港南区選挙管理委員会告示第 24 号（令和 5 年 11 月 10 日揭示済）  
委員の補欠

令和 5 年 11 月 9 日本委員会委員長齋藤史明及び委員佐藤彰彦が退職した  
ので、令和 5 年 11 月 10 日本委員会に次の者を補欠した。

令和 5 年 11 月 10 日

横浜市港南区選挙管理委員会

伊藤 亮 二  
山野井 正 郎

港南区選挙管理委員会告示第 25 号（令和 5 年 11 月 10 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 11 月 10 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 11 月 10 日

横浜市港南区選挙管理委員会

委員長

高木史朗

委員長職務代理者

伊藤亮二

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第 18 号（令和 5 年 11 月 10 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 11 月 10 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 11 月 10 日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

委員長

金子 久 夫

委員長職務代理者

相原 信 治

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 19 号 ( 令 和 5 年 11 月 10 日 掲 示 済 )  
委 員 の 補 欠

令 和 5 年 11 月 9 日 本 委 員 会 委 員 濱 崎 政 江 が 退 職 し た の で 、 令 和 5  
年 11 月 10 日 本 委 員 会 に 次 の 者 を 補 欠 し た 。

令 和 5 年 11 月 10 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

川 村 敏 巨



旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 20 号 ( 令 和 5 年 11 月 10 日 掲 示 済 )

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 5 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 5 年 11 月 10 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長

遠 藤 之 子

委 員 長 職 務 代 理 者

篠 崎 啓 史

瀬谷区選挙管理委員会告示第 25 号（令和 5 年 11 月 10 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 11 月 10 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 11 月 10 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

委員長

末岡博文

委員長職務代理者

松下登

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 5 年 11 月 24 日

横浜市長 山中竹春

磯子区長（磯子区総務課税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = IsogokuchoIsogokuSomukaZeishinkokujimuseny OU = Somuka OU = Somubu OU = Isogoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU = Organization CA R2 O = LGPKI2 C = JP
使用を開始する日	令和 5 年 11 月 24 日
有効期限	令和 10 年 10 月 26 日
シリアル番号	5b 87 99 64
フィンガープリント	cd 1f ab 43 e3 e6 c5 5b 00 b1 08 54 f5 ee cc b8 60 57 2c e2

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。